

上田市の公共建築物及び公共土木事業等の木材の利用の促進に関する方針

1 目的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、人に優しい、心休まる素材であるとともに、再生産可能な素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、上田市の公共建築物及び公共土木工事等において地域材（上田市又は長野県内で素材生産された木材。以下同じ。）の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法第 36 号）第 9 条第 1 項の規定により、長野県が定めた長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針（注 1）に即して、同条第 2 項に掲げる必要な事項を定める。

2 公共建築物の整備における木材利用の推進

（1） 施設の木造化（注 2）・木質化（注 3）の推進

上田市が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、原則として木造化・木質化に努めるものとする。

（2） 家具・備品・調度品等の木質化の推進

上田市が公共建築物等において家具・備品・調度品等を導入するに当たっては、可能な限り木材製品とするよう努めるものとする。

（3） 木質バイオマスの推進

公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に配慮するものとする。

3 公共土木工事等における木材利用の推進

（1） 上田市が行う公共土木工事においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事における木材の利用に取り組むものとする。

4 地域材利用の推進

（1） 上田市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、地域材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、可能な限り地域材とする。

（2） 上田市が行う公共建築物の整備等における地域材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センター（注 4）の信州木材認証製品（注 5）又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

なお、地域材は上田市で素材生産された木材の利用に努めるものとする。

- (3) 上田市が行う公共建築物の整備等における地域材の使用に当たっては、素材供給段階における産地がわかる書類を添付させ、地域材であることをしゅん工検査時に確認するものとする。

5 上田市が補助する施設整備等における地域材利用の推進

- (1) 上田市は事業主体の理解を求め、可能な限り地域材が使用されるよう配慮するものとする。

附則 この方針は、平成24年4月1日から適用する。

(注1) 長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針

平成15年に策定した長野県県産材利用指針（平成21年改定）したものをもとに、平成22年に県が策定した計画。

(注2) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

(注3) 木質化

木質化は、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

(注4) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

(注5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定基準をクリアし、樹種（銘柄名）、含水率（乾燥方法）、寸法、製造会社等が表示された製品。